

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者の指定について

藤枝市瀬戸谷温泉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 藤枝市瀬戸谷温泉施設
- 2 指定管理者 藤枝市本郷5437番地
株式会社 ふるさと瀬戸谷
代表取締役 仲田 末治
- 3 指定の期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで